



2009年12月4日

中国出向契約のPE認定課税について

拝啓 時下ご清祥のこととお慶び申し上げます。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、下記のとおり中国出向契約のPE認定課税に関するセミナーを開催いたしますので、ご案内申し上げます。

従来、一般的には出向者のPE (Permanent Establishment; 恒久的施設) 認定課税は生じていませんでした。しかしながら、中国国家税务总局の指示により2009年夏に実施された外国企業との出向契約に関する特別調査に基づき、今般、中国税務当局は、出向形式による中国関係会社等への役務提供活動に対するPE認定課税強化を積極的に実施するものと思われま。本件出向契約のPE認定課税問題に対しましては、慎重な対応が必要と思われま。今回のセミナーでは、課税認定のポイントおよび留意点について解説していきます。

本セミナーへのお申し込みは、お手数ですが下記のオンラインフォームからお願いいたします。

ご多忙中とは存じますが、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
名古屋事務所 パートナー 市場 哲也

~ 中国出向契約のPE認定課税について ~

日 時:	2009年12月18日(金)	13:30から15:30 (13:00開場)
講演内容:	出向契約のPE認定課税の概要と対応ポイント 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 中国ビジネスグループ マネージングディレクター 築瀬 正人	
会 場:	ミッドランドホール内 B会議室 (名古屋市名東区名駅4-7-1 ミッドランドスクエア 5階)	
定 員:	30名	
参加費:	無料	

お申し込み <http://www.pwc.com/jp/tax/seminar>

- * 上記当法人ホームページの「セミナー情報」よりお申し込みいただけます。お申し込み受付後、受講確認のご連絡をEメールにてお知らせいたします。
- * お申し込み多数の際は、定員になり次第お申し込みを締め切らせていただきます。